

イントラSSL サービス契約約款

2019年 1月 1日

株式会社トヨタシステムズ

目 次

第1章 総 則

第1条	約款の適用	1
第2条	約款の変更	1
第3条	細則	1
第4条	用語の定義	1

第2章 イントラSSLサービスの種類等

第5条	サービスの種類等	3
第6条	サービスの提供対象	3

第3章 契 約

第7条	契約の単位	4
第8条	契約の成立	4
第9条	最低利用期間	4
第10条	管理責任者	4
第11条	契約者の義務	4
第12条	権利義務の譲渡禁止	5
第13条	契約者の地位の承継等	5
第14条	契約者の氏名等の変更の届出	5
第15条	本サービスの種類等の変更の申し込み	5
第16条	契約者からの契約の解約	5
第17条	当社からの契約の解約	6
第18条	契約解除	6
第19条	禁止事項	6
第20条	秘密保持および個人情報保護	7

第4章 利用の中断および利用停止

第21条	サービス提供の中断	8
第22条	利用停止	8

第5章 料 金 等

第23条	料金等	9
第24条	一時費用の支払義務	9
第25条	月額費用の支払義務	9
第26条	料金の計算方法	10
第27条	消費税等相当額	10
第28条	料金等の支払い	10

第29条	割増違約金	10
第30条	延滞金	10
第31条	端数処理	10

第6章 保証の限界

第32条	保証の限界	11
第33条	組込みソフトにかかる責任の制限	11
第34条	組込みソフトの問題解決	11
第35条	提供プログラムの終了後の措置	11

第7章 損害賠償

第36条	責任の制限	12
第37条	免責	12

第8章 雑則

第38条	利用目的	13
第39条	著作権等	13
第40条	本サービスの利用制限	13
第41条	バージョンアップ	13
第42条	一部無効	13
第43条	紛争の解決	14
第44条	適用される法律等	14

附 則		15
-----	--	----

第1章 総 則

(約款の適用)

- 第1条 株式会社トヨタシステムズ(以下、「当社」といいます。)は、イントラSSLサービス契約約款(以下、「この約款」といいます。)を定め、この約款に基づきイントラSSLサービス(以下、「本サービス」といいます。)を提供します。
- 2 当社は、この約款に附帯して必要に応じて特約を定めることができることとします。この場合、特約はこの約款の一部を構成するものとし、この約款と特約が異なる場合には特約の定めが優先するものとし、ます。
 - 3 契約者は、この約款および特約を遵守しなければならないものとします。
 - 4 この約款または特約の定めのうち、日本国法令および外国の法令に抵触するものは、日本国法令に従い、ついで外国の法令に従うものとします。
 - 5 この約款の定めは、国際電気通信条約(1992年ジュネーブ条約)、電気通信事業法(昭和59年12月25日法律第86号)および国内外法令、その他電気通信事業者等が定める約款等により制限されることがあります。

(約款の変更)

- 第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合当社のサービス提供条件は、変更後の約款によります。
- 2 前項により約款を変更する場合は、通知および説明に代えて、当社の指定するホームページに掲示します。
 - 3 前項にかかわらず、契約者に不利な変更に関し、その変更の効力発生日を定め、事前にその旨を契約者に書面、FAXまたは当社が定める電子メールでもって通知します。

(細則)

- 第3条 この約款に定めのない事項で本サービスの提供上、必要な細則および仕様書については、当社がこれを定めます。

(用語の定義)

- 第4条 この約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
SSL	Netscape Communications 社が開発した、インターネット上で情報を暗号化して送受信するプロトコル
イントラネットゲートウェイ	オールトヨタイントラネットへのゲートウェイのこと
公開アプリ	アプリ公開サービス契約者およびType-Lサービス契約者がオールトヨタイントラネット上において公開するアプリケーション
契約者	当社とイントラSSLサービス利用契約を締結している者
接続ID	利用者を識別するための英字および数字の組み合わせであって、当社が契約者に割り当てるもの
パスワード	利用者を識別するための英字および数字の組み合わせであって、当社が接続ID毎に契約者に割り当てるもの
インターネット	インターネットプロトコルによる相互通信、電子メール等の利用手段
URL	Uniform Resource Locatorの略で、インターネット上のリソースのロケーションを指し示す記述様式
自営端末	契約者が占有管理する端末

用語	用語の意味
自営電気通信設備	契約者が占有管理する電気通信設備であって、端末以外のもの
消費税等相当額	消費税法(昭和63年12月30日法律第108号)および同法に関連する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)および同法に関連する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額(将来これら法令が改正された場合改正後の税額とする)

第2章 イントラSSLサービスの種類等

(サービスの種類等)

第5条 本サービスには、次の種類があります。

アプリ公開サービス	当該契約者が特定した条件に合致するアプリ利用サービス契約者に限定して、提供した公開アプリに対してイントラネットゲートウェイを経由した接続をさせるサービス。
アプリ利用サービス(国内)	日本国内のアプリ利用サービス契約者の自営端末(または自営電気通信設備)からイントラネットゲートウェイまでのインターネット上の通信をSSLにより暗号化し、当該サービス契約者をして、公開アプリに接続させるサービス。
アプリ利用サービス(海外)	日本国外のアプリ利用サービス契約者の自営端末(または自営電気通信設備)からイントラネットゲートウェイまでのインターネット上の通信をSSLにより暗号化し、当該サービス契約者をして、公開アプリに接続させるサービス。
Type-Lサービス	日本国内の当該契約者が特定した条件に合致する利用者の自営端末(または自営電気通信設備)からイントラネットゲートウェイまでのインターネット上の通信をSSLにより暗号化し、提供した公開アプリに対してイントラネットゲートウェイを経由した接続をさせるサービス。
端末認証(オプション)	アプリ公開契約者またはType-Lサービス契約者がオプションとして端末認証を付加した場合、当該アプリを利用する自営端末(通話機能の有無を問わない)の適合性をチェックするサービス。

(サービスの提供対象)

第6条 当社と本サービスのうち左欄のサービス利用契約を締結することのできる契約者は、右欄の通りとします。

アプリ公開サービス	日本在住の自然人または日本法人
アプリ利用サービス(国内)	日本在住の自然人または日本法人
アプリ利用サービス(海外)	自然人または法人
Type-Lサービス	日本在住の自然人または日本法人

2 本サービスのうちアプリ公開サービスおよびType-Lサービスは、当社が提供する次のサービス(常時接続のサービスであるものに限ります。)利用契約を当社と締結している契約者に限り利用することができるものとします。

- (1) D.e-Netイントラネットサービス
- (2) D.e-Net販売店イントラネットサービス
- (3) D.e-Net II イントラネットサービス
- (4) D.e-Net II 販売店イントラネットサービス
- (5) D.e-Net III 販売店イントラネットサービス
- (6) D.e-Comcenterサービス
- (7) D.e-Com II サービス

(8) D.e-Net Wideサービス

3 本サービスのうちアプリ利用サービスを利用する契約者には、次の条件を充足して頂きます。

(1) インターネットを利用していること

(2) 当社の定める仕様書に基づいて、アプリ公開サービス利用者のアクセス許可を予め得ておくこと

4 本サービスのうちType-Lサービスを利用する契約者には、次の条件を充足して頂きます。

(1) インターネットを利用していること

第3章 契 約

(契約の単位)

第7条 当社は、サービスの種類、区分、項目により次の単位でイントラSSLサービス契約を締結します。

- (1) アプリ公開サービスおよびType-Lサービスにおいては、当社は、契約者が指定したアプリケーションの範囲毎に1つの契約とすること。
- (2) アプリ利用サービスにおいては、当社は、契約者毎にして、国内・海外を各別にして1つの契約とすること。

2 前項の場合、当社は契約者に対し、複数のIDを割り当てることができることとします。

(契約の成立)

第8条 本サービス利用契約は、当社所定の契約申込書によるお客様からの申し込みに対し、当社が承諾したときに成立します。

2 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの申し込みを承諾しないことがあります。

- (1) 本サービスの契約申込書に虚偽の事実を記載していたことが判明したとき
- (2) 本サービスの申し込みをした者の指定した支払口座が、収納代行会社または金融機関等により利用差し止めをされているとき
- (3) 当社との間のいかなる契約にしろ、過去に不正使用などにより契約解除または当社から利用停止をされたことがあるとき
- (4) 申し込みを承諾することが技術的に困難であるとき
- (5) 前各号のほか、本サービスの申し込みを承諾することが当社の業務の遂行に著しい支障をきたすと当社が判断したとき
- (6) 反社会的勢力との関係が明らかになったときまたはその疑いがあるとき

(最低利用期間)

第9条 アプリ公開サービスの最低利用期間は、サービスの利用開始日(当社が本サービスに係る環境設定を完了させ本サービスの提供を開始した日をいいます。)から起算して1年間とします。

2 アプリ利用サービス(国内)の最低利用期間は、接続ID毎の利用開始日(当社が本サービスに係る環境設定を完了させ本サービスの提供を開始した日をいいます。以下同じ)から起算して30日間とし、アプリ利用サービス(海外)の最低利用期間は、接続ID毎の利用開始日から起算して1年間とします。

3 Type-Lサービスの最低利用期間は、接続ID毎の利用開始日から起算して30日間とします。

4 第2項前段および第3項の最低利用期間内に本サービス利用契約の一部を解約する場合は、契約者には、サービス種類ごとに残余の期間に対応する月額費用も、当社が定める期日までに一括して支払って頂きます。

5 契約者が、第1項、第2項前段または第3項の最低利用期間内に第5章に定める料金等の項目の変更をする場合、その変更前の月額費用の額と、変更後の月額費用の額との間で増分差額が生じたときは、契約者にはその差額に残余の期間を乗じた額を、当社が定める期日までに一括して支払って頂きます。

6 第2項後段のアプリ利用サービス(海外)についても前項と同じ取り扱いとします。

(管理責任者)

第10条 契約者は管理責任者を選任し、当社に対し当社所定の書面により届け出るものとします。但し、本サービス利用契約成立時の管理責任者の届出については、第8条の契約申込書の記載でもって足るものとします。

2 管理責任者が交代したときは、直ちに契約者は当社に対し当社所定の書面によりその通知をするものとします。

3 管理責任者は当社との日本語での連絡、日本語での協議の任にあたるとともに、この約款に基づく本サービスの利用に支障をきたさないよう契約者の自営端末および自営電気通信設備等の正常稼働に努め、本サービスの利用適正化を図らなければならないものとします。

(契約者の義務)

第11条 契約者は、この約款、細則および仕様書に従って本サービスを利用しなければならないものとします。

- 2 契約者には、役職員を含めて、反社会的勢力と関係のないことを保障して頂かなければなりません。
- 3 事由の如何を問わず、契約者以外の第三者が本サービスを利用したことによって、当社が損害を蒙ったとき、契約者は当社に対し、そのすべての損害を賠償しなければなりません。
- 4 事由の如何を問わず、本サービスを契約者以外の第三者が利用したことによって、契約者に発生した損害については、当社はいかなる責任も負いません。
- 5 契約者は、第19条(禁止事項)の各号の1に違反して、当社の組み込んだソフトウェア(以下、「組み込みソフト」といいます。)を変更し、分析しまたはその他の導体に連結した場合は、その補修等に必要な費用を負担し直ちに支払って頂かなければなりません。
- 6 契約者は、本サービス利用に必要な接続情報等を善良な管理者の注意をもって管理して頂かなければなりません。
- 7 契約者はその自営端末等に本サービスのために当社が組み込んだものと同じ目的のソフトウェアを重ねて使用してはならないものとします。
- 8 契約者は、接続ID、またはパスワードを契約者が当社に申請した利用者以外の第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、もしくは質入等してはならないものとします。
- 9 前3項に違反したことにより、契約者に発生した損害については、当社はいかなる責任も負いません。

(権利義務の譲渡禁止)

第12条 契約者は、この約款に基づきいかなる権利義務の一部にしる第三者に譲渡してはならないものとします。

(契約者の地位の承継等)

第13条 相続または法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて承継の日から30日以内に当社に届け出て頂きます。

- 2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を代表者として定め、これを当社に届け出て頂きます。
- 3 前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社はその地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱うこととします。
- 4 前3項の規定にかかわらず、承継した者が第8条第2項各号の1に該当する場合、当社はその通知受領後30日以内に、当該継承者に対し書面により本サービス利用契約を解約することができるものとします。

(契約者の氏名等の変更の届出)

第14条 次の各号のいずれかに変更があったときは、すみやかに契約者は当社に対し当社所定の書面により当該変更事項を届け出て頂きます。

- (1) 契約者の名称または代表者の氏名
- (2) 住所または所在地
- (3) 前各号の他、契約者が当社に届け出た事項

(本サービスの種類等の変更の申し込み)

第15条 第5条(サービスの種類等)に規定するサービスの種類を相互に変更することはできません。

- 2 アプリ公開サービス契約者およびType-Lサービス契約者は、本サービスの提供を受けている公開アプリの公開情報を変更する場合は、当社に対し、すみやかに当社が指定する方法により届出をして頂きます。
- 3 アプリ利用サービス契約者は、接続IDの文字列および割り当て数の変更を求めることができます。この場合は、契約者は当社に対し、すみやかに当社所定の書面により届出をして頂きます。

(契約者からの契約の解約)

第16条 契約者は、本サービス利用契約を解約するときは、当社に対し解約希望日の30日前までに、書面により解約する旨および解約日を通知して頂かなければなりません。

2 解約通知のあった日から当該通知において解約日とされた日までの期間が30日未満であるときは、本サービス利用契約の解約の効力は当該通知のあった日から30日を経過した日に生じるものとします。

(当社からの契約の解約)

第17条 契約期間中といえども、当社は契約者に対し、30日の予告期間において、契約の全部または一部を解約することができるものとします。

2 第22条(利用停止)の定めにより本サービスの利用を停止された契約者が、相当期間内にその事由を解消しない場合、当社は当該契約者に対し、本サービス利用契約を解約することがあります。

3 契約者が、第22条第1項各号の1に該当する場合、その事由の存続が当社の業務の遂行に著しい支障をおよぼすと認められるとき、当社は当該契約者に対し、同条の規定による本サービスの利用の停止をしないで、直ちに本サービス利用契約を解約することがあります。

4 第1項、第2項または第3項の規定による本サービス利用契約の解約は、書面または当社の定める電子メールでもって通知することとします。

(契約解除)

第18条 契約者に次の各号の1に該当する事由がある場合、当社は契約者に対し通知催告をすることなく、本サービス利用契約を解除することができるものとします。

(1) 第19条各号のうちの1に該当する行為があったとき

(2) 当社への申し込み、届出内容に虚偽があったとき

(3) 料金等の支払債務の履行遅延または不履行があったとき

(4) 本サービス利用の仕方が不適切であると当社が判断したとき

(5) 1ヶ月以上業務を停止していると認められるとき

(6) 解散もしくは事業を廃止したとき

(7) 手形・小切手を不渡りにしたとき

(8) 差押え・仮差押え・仮処分・強制執行等の申立てを受けたとき

(9) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てをし、またはこれらの申立てがなされたとき

(10) その他、この約款条項の1に違反したとき

2 前項の規定により契約解除がされた場合、契約者は、本サービス利用契約に基づく一切の債務につき期限の利益を喪失し、当社に対し、残存債務の全てをただちに履行しなければなりません。

3 第1項により契約解除がされた場合、当該契約者は、契約解除の日までに発生した料金等の支払い、および本サービスに関連するその他の債務の全てを、当社の指示する方法で一括して履行して頂かなければなりません。

(禁止事項)

第19条 契約者は、本サービスを利用するにあたり、次の行為をしてはならないものとします。

(1) 当社の組込みソフトを、変更し、分解し、またはその他の導体に連結したりすること。但し、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、または自営端末もしくは自営電気通信設備等の接続もしくは保守のため必要があるときを除きます。

(2) 本サービスを直接または間接に利用する他の契約者に対し、重大な支障をあたえるおそれのある態様でもって、本サービスを利用すること。

(3) 本サービスにより利用できる情報を改ざんすること。

(4) 自営端末に有害なコンピュータプログラム等を併用または書き込みすること。

(5) 当社または第三者に不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらのおそれのある行為。

(6) 当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害に結びつく行為。

(7) 第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為。

- (8) 第三者を差別もしくは誹謗中傷し、または第三者の名誉もしくは信用を毀損する行為。
 - (9) 詐欺等の刑法犯罪またはこれらの疑いのある行為。
 - (10) 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」(平成11年5月26日法律第52号)、「特定商取引に関する法律」(昭和51年6月4日法律第57号)もしくは「無限連鎖講の防止に関する法律」(昭和53年11月11日法律第101号)等刑事特別法に定める犯罪またはこれらの疑いのある行為。
 - (11) 本サービスの利用によりアクセス可能な当社または第三者の情報を改ざん、消去する行為。
 - (12) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為。
 - (13) 有害なコンピュータプログラム等を第三者が受信可能な状態におく行為。
 - (14) 選挙の事前運動、選挙運動またはこれらに類似する行為および公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号)に抵触する行為。
 - (15) 第三者の設備または本サービス用設備(当社が本サービスを提供するために用意する通信設備、通信回線、電子計算機、その他の機器およびソフトウェアをいい、以下同様とします。)に無権限でアクセスし、またはその利用もしくは運営に支障を与える行為。
 - (16) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為。
 - (17) 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続が義務づけられている場合に、当該手続を履行せず、その他当該法令に違反する行為。
 - (18) 上記各号の他、この約款もしくは公序良俗に違反する行為、本サービスの運営、維持を妨害する行為、当社の信用を毀損し、もしくは当社の財産を侵害する行為、または第三者もしくは当社に不利益を与える行為。
 - (19) コンピュータウイルス等有害なコンピュータプログラムを本サービスを通じて、もしくは本サービスに関連して使用し、または提供する行為
 - (20) 日本国法令または外国の法令に違反し、または違反するおそれのある行為
 - (21) その他、当社が不適当または不相当と判断する行為
- 2 当社は、前項の行為の1に該当するか否かに関し調査が必要と判断した場合は、契約者に対し調査の協力を求めることができ、契約者はこれに協力するものとします。

(秘密保持および個人情報保護)

- 第20条 契約者は、本サービスの利用契約締結もしくは履行によって知り得た当社および他の契約者の秘密を、第三者に漏らしてはならないものとします。
- 2 当社は、本サービス利用契約締結もしくは履行によって知り得た契約者の秘密を保持し、第三者に漏らすことはしません。
- 3 前2項の規定は、本サービス利用契約の締結もしくは履行によって、契約者または当社が収集し、利用し、管理する個人情報についても準用することにします。

第4章 利用の中断および利用停止

(サービス提供の中断)

第21条 次の各号の1に該当する事由が生じた場合、当社は契約者に対し、本サービスの提供を中断することができるものとします。

- (1) 本サービス用設備の保守、点検、または修理等の工事をするとき
 - (2) 電気通信事業者の都合により、本サービス用通信回線の使用が不能となったとき
 - (3) 本サービスへのアクセス数の増大(データ転送量の増大)により設備にかかる負荷が増大し、円滑なサービスの提供に支障を来すと判断したとき
- 2 前項の規定により本サービスの提供を中断するときは、当社は、あらかじめ契約者にその旨をお知らせします。但し、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。
- 3 前2項とは別に、本サービスは日本時間毎週月曜日0時00分から6時00分までの時間帯を定期保守の時間帯として、本サービスの提供を中断します。

(利用停止)

第22条 契約者に次の各号の1に該当する事由がある場合、当社は当該契約者に対し事前の通知をしないで、本サービスの提供を停止することができるものとします。

- (1) 料金等または当社が提供している他の約款に基づくサービスの料金等について、支払期日を経過しても支払わないとき
 - (2) 本サービス利用契約の成立後に第8条(契約の成立)第2項各号のいずれかに該当する事由のあることが判明したとき
 - (3) 第11条(契約者の義務)の規定に違反したとき
 - (4) 第13条(契約者の地位の承継等)の規定に違反したとき
 - (5) 第14条(契約者の氏名等の変更の届出)の規定に違反したとき
 - (6) 第15条(本サービスの種類等の変更の申し込み)の規定に違反したとき
 - (7) 第19条(禁止事項)の規定に違反したとき
 - (8) 第38条(利用目的)第2項または第3項の規定に違反したとき
 - (9) 第39条(著作権等)第1項の規定に違反したとき
 - (10) 契約者が当社の業務を妨害したとき
 - (11) 契約者が支払の停止状態に陥ったと当社が判断したとき
 - (12) 当社の組込みソフトを変更し、分解もしくはその他の導体に連結したりしたとき
 - (13) 当社の組込みソフトに異常がある場合の検査を受けること、または、自営端末もしくは自営電気通信設備等に異常がある場合の検査を受けることを拒んだとき
 - (14) 前号の検査により、契約者の自営端末もしくは自営電気通信設備等に異常が発見されても契約者がこれらを取り外さなかったとき
- 2 前項の規定により、本サービスの利用停止を行うときは、当社は当該契約者に対し、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間を書面または当社の定める電子メールにて通知します。但し、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。この場合事後すみやかに同内容を同様の方法をもって通知します。

第5章 料 金 等

(料金等)

第23条 この約款に定める料金等とは、別紙料金表に規定する一時費用および月額費用を指します。

(一時費用の支払義務)

第24条 契約者が本サービス契約の申し込みまたはその変更の申し込みをし、これらにつき当社の承諾を受けた場合、契約者は当社に対し、別紙料金表に定める一時費用の支払を要します。但し、個別契約において当社はこれを免除することがあります。

(月額費用の支払義務)

第25条 契約者は、当社が本サービスの提供を開始した日が属する月の翌月から起算して契約の終了した日の属する月の末日までの期間、料金表に規定する月額費用の支払いを要します。

2 前項の規定にかかわらず、次の区分に該当する場合の月額費用は、次の通りとします。

(1) アプリ公開サービス、アプリ利用サービス（国内）、Type-Lサービス

区 分	支払うべき月額費用
本サービスの提供の開始日と契約終了日が同月内でない場合	本サービスにかかる開始月分の月額費用の支払いを要しませんが、終了月の月額費用の支払を要します。
本サービスの提供の開始日と契約終了日が同月内である場合	本サービスにかかる開始兼終了月分の月額費用の支払いを要します。

(2) アプリ利用サービス（海外）

本サービスにかかる開始月分の月額費用の支払いを要しませんが、初回に月額費用の12ヶ月（1ヶ年）分の支払を要します。その後、12ヶ月ごとに前同月額費用の支払を要します。

3 アプリ利用サービス（海外）について変更後の月額費用を次の通り定めます。

区 分	支払うべき月額費用
増加変更の場合	変更翌月から変更増加分の課金を開始し、その増加分に変更後の残月数を乗じた金額の支払を要します。増加変更後の更新の場合、増加変更後月額費用の12ヶ月分の支払いを要します。
減少変更の場合	減少分の月額費用は返還いたしません。減少変更後の更新の場合、減少された月額費用の12ヶ月分の支払いを要します。

4 本サービスの利用期間が第9条（最低利用期間）第1項、第2項または第3項に定める最低利用期間より短い場合は、第9条（最低利用期間）の定めに従うものとします。

5 第1項の期間内において、本サービスの利用ができない状態が生じた期間中の月額費用の支払いは次の通りとします。

(1) 利用停止があったときも、契約者はその期間中の月額費用の支払いを要します。

(2) 前号に定める他、契約者は次の区分の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の月額費用の支払いを要します。

区 分	支払うべき月額費用
契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った日から1ヶ月以上そのことが連続したとき	そのことを当社が知った日以後の利用できなかった月（暦月の倍数である部分に限ります。）について、1ヶ月ごとに月数を計算し、その月数に対応する月額費用

(月額費用の計算方法)

第26条 契約者がその契約に基づき支払う月額費用の計算は、暦月によることとします。

(消費税等相当額)

第27条 消費税法および関連法令により、本サービス利用料金等に対し、消費税等相当額が賦課されるときは、契約者には当社に対し所定の消費税等相当額を支払って頂きます。

(料金等の支払い)

第28条 契約者は当社に対し、料金等を当社の指定する期日までに、当社が指定する金融機関の預金口座に振り込んで支払うものとします。

2 前項の規定にかかわらず、契約者は料金等について当社が指定する方法により、契約者の預金口座から当社の預金口座への振替払いにより支払うことができるものとします。

3 料金等は支払期日が到来する順序に従って支払って頂きます。

(割増違約金)

第29条 料金等の支払いを故意に免れた場合、契約者は当社に対し、その免れた料金等の額のほか、消費税等相当額を加算しない料金額の2倍に相当する額を、割増違約金として直ちに前条に定める方法により支払って頂きます。

(延滞金)

第30条 料金等または本サービス利用契約に基づくその他金銭支払債務について、支払期日が過ぎてもなお履行されない場合には、支払い期日の翌日から支払日までの日数について、年14.5%の割合による延滞金を第28条(料金等の支払い)に定める方法によって支払って頂きます。

(端数処理)

第31条 料金等の計算において、1円未満の端数が生じた場合には、当社はその端数を切り捨てます。

第6章 保証の限界

(保証の限界)

第32条 当社は契約者に対し、本サービスのために当社の組込みソフトについていかなる担保も保証もしませんし、法律上の瑕疵担保責任も負いません。

2 当社は契約者に対し、前項の組込みソフトが契約者の特定の使用目的に適合することを保証するものではありませんし、それに適合させるよう仕様を変更する義務を負うものではありません。

3 当社は契約者に対し組込みソフトの実行が中断されないことおよび誤作動を生じないことを担保するものではありません。

4 契約者が期待する成果を得るために本サービスを選択、導入および使用をされたとしても、これらすべては契約者の責任において行って頂きます。

(組込みソフトにかかる責任の制限)

第33条 当社は、組込みソフトの使用により契約者または第三者に発生したいかなる損害に対してもその賠償責任を負わないものとします。

(組込みソフトの問題解決)

第34条 契約者は、組込みソフトの利用により第三者に損害を与えた場合は、自己の責任と費用負担をもって解決して頂くこととします。

(提供プログラムの終了後の措置)

第35条 本サービス利用契約を終了した場合、当社は遅滞なく組込みソフトの解放処理をします。

2 組込みソフト解放後といえども、前3条の規定が適用されるものとします。

第7章 損害賠償

(責任の制限)

第36条 当社は契約者に対し、本サービスの提供に関し、契約者に生じた次の損害については、一切責任を負わないものとします。

- (1) 天災、事変その他不可抗力により、当社が契約者に本サービスを提供することができなかった事由から生じた損害
 - (2) 当社の責に帰すべからざる事由から生じた損害
 - (3) 当社の予見の有無に拘らず、特別の事情から生じた損害
 - (4) 情報の消失、毀損等に起因する一切の損害
 - (5) 自営端末の不正利用に起因する一切の損害
- 2 当社は、本サービスを当社の責に帰すべき事由により怠ったことにより、契約者が本サービスを全く利用することができない状態が生じた場合にして、その旨を当社が知った時刻から24時間以上そのことが連続した場合に限り、当社は当該契約者に対し、その生じた損害につき賠償いたします。
- 3 前項の場合において、当社は本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります)については、24時間毎に日数を計算し、その日数に対応する本サービスの料金額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。但し、賠償する額は料金等の1ヶ月相当額(消費税等相当額を加算した額とします)を限度とします。
- 4 指定通信事業者の責に帰すべき事由により、契約者が本サービスを全く利用することができないこととなった場合、当社は契約者に対し、その指定通信事業者に対して請求できる損害賠償額を限度として、本サービスが利用できなかった契約者全員に対する総損害額の当該契約者に現実に発生した損害額に対する按分割合額を補填することとします。
- 5 前3項にかかわらず契約者が、当該損害賠償請求をすることができる日から1年を経過する日までに、当社に対し当該損害賠償請求をしなかった場合は、契約者はその権利を失うものとします。

(免責)

第37条 契約者がこの約款に基づく本サービスの提供を受けることに関連して、契約者等が被った直接もしくは間接の損害については、当社は契約者に対し、前条第2項ないし第4項に該当する場合を除き、いかなる責任も一切負わないものとします。

第8章 雑 則

(利用目的)

第38条 契約者は本サービスを通じて営業活動を行うことができるものとします。

2 前項に基づいて営業活動を行う場合であっても、契約者は本サービスを通じて次の行為をしてはならないものとします。

- (1) 犯罪に関係する行為。
- (2) 第三者の営業活動を妨害する行為。
- (3) 「特定商取引に関する法律」に定める通信販売行為もしくは連鎖販売取引またはこれらに類似する行為。
- (4) 「無限連鎖講の防止に関する法律」に違反する行為。
- (5) 同意を得ることなく個人情報収集等を目的とする行為。
- (6) 当社の商号、商標もしくはロゴマーク等を用いて、当該契約者と当社との提携関係の存在または当社による当該契約者に対する代理権の付与を誤認させる行為。
- (7) その他営業活動の取り締まり、規制に係る各種法令、規則または行政指導等に違反する行為。

3 契約者は、第1項に基づく本サービスの利用により第三者との間で紛争が生じた場合は、前項の定めを遵守したか否かにかかわらず、自己の責任と費用負担で当該紛争を解決するものとします。契約者は、当該紛争が生じたことにより当社が損害を被った場合は、当社に対し、その損害を賠償するものとします。

4 契約者は、本サービスを利用して営業活動を行う場合は、自己が開設したホームページのトップページ上に自己の氏名、商号および電話番号(通話可能で真正なものに限ります。)を明示するものとします。

(著作権等)

第39条 契約者が、本サービス上で公開した情報に関する著作権等の取り扱いは、次の通りとします。

- (1) 契約者が設置した情報から第三者の情報へリンクを行う場合は、契約者が事前にリンク先の情報所有者から許諾を得ることとします。
 - (2) 契約者は当社に対し、当該情報が第三者の著作権等あらゆる権利を侵害しないことを保証しなければならないものとします。
 - (3) 前2号の規定にもかかわらず、当該情報について第三者との間で著作権等に係わる紛争が生じた場合は、契約者は、自己の責任と費用負担でこれを解決しなければならないものとします。
- 2 契約者が本サービス上で公開した情報については、契約期間中はもちろん契約関係が解約もしくは解除された後も、当社および第三者が本規約に違反しない限り、本規約の定める範囲内において継続して利用できるものとします。

(本サービスの利用制限)

第40条 当社は、天災、事変その他非常事態が発生し、または発生するおそれのある場合、契約者に対し、電気通信事業法第8条に基づき、災害の予防、救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な事項を内容とする通信、ならびにその他公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うこととしますため、本サービスの利用を制限または停止することがあります。

(バージョンアップ)

第41条 本サービスのバージョンアップ、または新機能の追加もしくは変更については、事前に契約者に対し通知をしないで、当社において随時できるものとします。

2 バージョンアップまたは新機能の追加されたところの新サービスについて、契約者は、当社と別途協議をし、合意したところに従い、これらを利用することができるものとします。

(一部無効)

第42条 この約款のいずれかの条項が無効とされた場合であっても、この約款の他の条項は、効力を有

するものとします。

(準拠法および仲裁)

第43条 この約款は、全ての点において日本法を準拠法とし、同法により解釈するものとします。

- 2 この約款に関し、契約者と当社との間に紛争が発生した場合、可及的速やかに円満協議により解決するものとします。当該紛争が契約者と当社双方の協議により解決できない場合、係る紛争は仲裁により解決するものとします。仲裁は、一般社団法人日本商事仲裁協会の仲裁規則に従い、日本国名古屋市にて行うものとします。仲裁判断は最終的なものとし、契約者と当社双方に対し等しく法的拘束力を有するものとします。仲裁に係る費用は、仲裁判断に特に定めがある場合を除き、敗訴した当事者がこれを負担するものとします。
- 3 仲裁の効力に関する紛争に限り、日本国名古屋地方裁判所をもって管轄裁判所とします。

附 則

1. この約款は、2007年9月1日から実施します。

附 則

1. この改正規定は、2008年10月1日から実施します。

附 則

1. この改正規定は、2009年4月1日から実施します。

附 則

1. この改正規定は、2012年12月1日から実施します。

附 則

1. この改正規定は、2015年10月12日から実施します。

附 則

1. この改正規定は、2019年1月1日から実施します。